



過齡児対策の状況について

令和6年3月22日

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 障害サービス課

過齡児移行対策会議における検討内容

課題	解決の方向性	来年度以降の取組
<p>1 【受入先を支える体制について】 過齡児の支援が難しく受入れることが困難。</p>	<p>受入先を支える 仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体験利用の促進 (体験利用補助) ・マッチング事業 (双方の情報把握) ・アドバイザー派遣 ・継続した課題把握
<p>2 【情報共有について】 移行調整の際、移行先の空き情報が分からない。 地域や受入れ先の支援者に過齡児の情報がない。</p>	<p>情報共有の様式設定や 仕組みづくり</p>	
<p>3 【児童相談所と市町村の早期連携】 【意思決定支援に必要な体験】 移行前から移行後までの関係機関のつながりが不足している。 本人が自分の将来を考えるために必要な情報や経験が足りない。</p>	<p>市町村と児童相談所の 早期連携 体験の機会を増やすた めの仕組み作り</p>	
<p>4 【医療型障害児入所施設の移行課題の検討について】 児者併設施設では者施設への移行を前提とした対応がある。</p>	<p>検討に必要な情報につ いて、幅広い関係者から の意見を伺う</p>	

課題解決に向けた取組

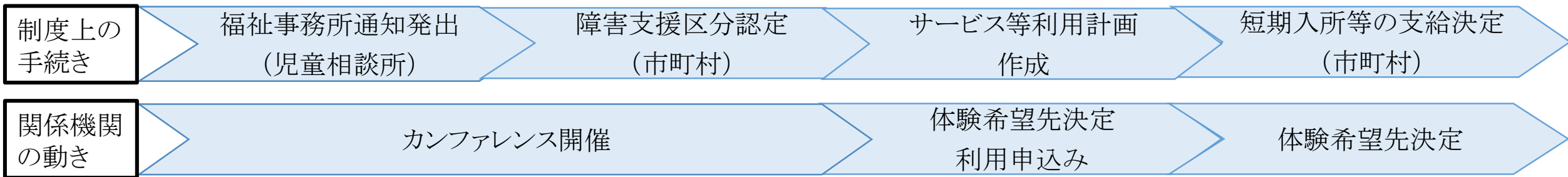
児童相談所と市町村の連携体制の強化について

(通知より抜粋)

- ① 過齢児にならないための児童期の取組として、より早い時期から市町村が関われるようにするため、児童相談所は15歳に達した入所児童については速やかに福祉事務所通知を市町村に発出し、市町村にケース会議の参加を求める。
- ② 過齢児になった後の取組として、これまでの支援の経過を熟知した児童相談所が引き続き関われるようにするため、市町村は、児童相談所の係属が終了していても、児童相談所にケース会議への参加を求める。

「過齢児の円滑な成人移行に向けた連携強化について(令和5年5月24日付け神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長通知)」及び「障害児入所施設で生活する児童の円滑な成人移行に向けた児童相談所との連携強化について(同)」

福祉事務所通知発出から体験利用等までの流れ



※ 「関係機関の動き」には、保護者等の契約に係る事項も含む。

○ 児童相談所と市町村の早期連携により期待される効果

- ・ 早い段階から、本人と関係者間で将来について認識を共有し、必要な支援を検討することが可能。
- ・ 早くから複数の事業所で体験利用等の経験を積むことで、意思決定支援に必要な選択肢が増える。
- ・ 体験の機会を重ねることで、本人が望む生活の場に安心して移行できる。

来年度以降の取組

過齢児移行対策会議

- ① 管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理
- ② 広域調整
- ③ 個別ケース会議
- ④ 地域資源開発
- ⑤ 22歳までの入所延長判断

※新たな手引きが、来年度4月中旬頃に示される予定

マッチングのための会議(仮称)

○ 目的

障害児等が円滑に体験利用できるようにするため、成人施設等の情報（事業所の特色や空き情報）と児施設で生活する障害児等の希望を圏域ごとに集約し、マッチング機能をもつ会議を実施する。

○ 役割

- 広域調整
- 成人施設等の情報を集約
- 情報の提供
- 必要に応じて、成人施設等への働きかけ

移行支援アドバイザー派遣(仮称)

○ 目的

移行が困難となっている方を対象に、アドバイザーを派遣し本人の意思の実現に向けた移行支援の取組を実施するために、移行に係る支援の助言等を行う。

○ 役割

- 支援の助言や移行、体験利用先への働きかけ
- 個別ケース会議等への出席等
- 移行に係る課題抽出
- マッチングを行うため会議への出席

地域での体験利用等の受入れ体制、円滑な情報共有の仕組みづくり

国への提言・報酬改定への反映に向けた取組